

船橋市一時生活支援事業業務委託に係るプロポーザル評価基準

1. 趣旨

この基準は、船橋市一時生活支援事業業務委託に関する提案のうち、最も優秀な提案を行ったと認められる者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2. 評価方法

① 評価委員は評価項目ごとにA～Eの5段階で評価し、配点に以下の割合を乗じて採点する。ただし、合計得点の平均点が60点以下の場合は受託候補者とししない。

区分	A. 特に優れている	B. 優れている	C. 普通	D. やや劣る	E. 劣る
割合	100%	80%	60%	40%	20%

② 合計得点が高い順に順位を付け、1位には1点、2位以下には順に1点ずつ加えた点数を順位点として付与する。

③ 順位点を提案者ごとに合計し、順位点の合計が最も低い提案者を受託候補者とする。順位点の合計が同点の場合は、1位と評価した評価委員の数がもっとも多い提案者を受託候補者とする。1位と評価した評価委員の数が同数の場合は、2位と評価した評価委員の数がもっとも多い提案者を受託候補者とする。3位以下も同様とする。

3. 評価項目等

評価項目	評価基準	配点
実績	・ これまでの本業務受託実績から、問題なく業務遂行できそうか。	20点
応募動機	・ 応募した動機及び本業務を実施することに対する考えは適切か。	10点
宿泊場所の供与等	・ 支援ニーズに対し、利用できる宿泊室は充足しているか（最低2室以上）。 ・ 仕様を満たし、支援に適切な施設であるか（物件の所在地・定員・間取り・その他設備等）。 ・ 保健衛生・防火対策は徹底されているか。 ・ 宿泊場所における利用ルールや利用開始までの業務フローは整っているか。 ・ 支援提供内容及び方法（食事や日用品の提供等）は適切か。	25点
支援体制	・ 本事業の利用者に対し、適切に支援できる体制が整っているか。 ・ 自立相談支援機関をはじめとした関係機関と連携できる体制となっているか。 ・ 近隣住民の理解を得ようと努めているか。 ・ 危機管理や苦情処理に適切に対応できる体制が整っているか。 ・ 適切かつ安全な個人情報管理のための体制が整っているか。	25点
緊急時の対応	・ 緊急時・休日夜間に対応できる体制となっているか。	10点
見積書	・ 見積額に対する提案内容の費用対効果は高いか。	10点
合計		100点